

## 在宅療養支援ベッド利用のご案内

### ☆ 在宅療養支援ベッド運用について

上尾市在住の患者（利用者）が、安心して在宅医療・介護を受けて頂くために、患者（利用者）の容態が変化した際かかりつけ医の判断で速やかに入院出来るベッドを市内の指定医療機関に**1日1床確保**しております。在宅療養中の患者（利用者）とご家族が安心して在宅医療を続けて頂くための在宅支援をサポートさせていただきます。

※市外在住者の利用については、上尾市医師会所属の医療機関のみとさせていただきます。

### ☆ 設置窓口と対応時間

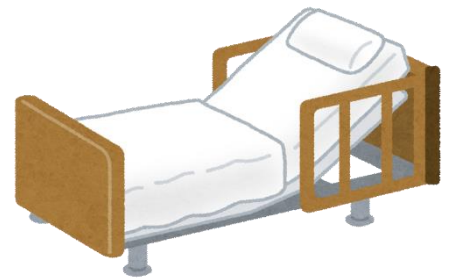
設置窓口：『上尾市医師会 在宅医療連携支援センター』

コーディネーター看護師 みんぶた みほ  
民部田 美保

対応時間：月～金曜日 9:00～16:00 平日のみ

電話番号：① 048-615-0020 ② 080-1334-1530

FAX : 048-614-8875 (コーディネーター看護師直通)



### ☆ 在宅療養支援ベッドご利用について

下記の準備が必要になります。

①診療情報提供書

②上尾市医師会 在宅療養支援ベッド利用申請書（上尾市医師会ホームページからダウンロード）

・入院の要否は、診療医の判断を最大限尊重するものとなっております。

ご利用時は「上尾市医師会 在宅療養支援ベッド利用申請書」を医療機関へ提出が必要になります。

### ☆ 利用対象

・肺炎・発熱・脱水等による一時的に入院治療が必要な場合。

（14日以内での治療が予測されるものに限りです）

・常時、医療管理が必要な方で介助者の事情（※）により介護が一時的困難になった場合。

※介助者の事情とは、疾病やけが、出産、冠婚葬祭などで介護が一時的にできない場合や介助者の休養（レスパイト）などにも可能な限り対応させていただきます。

また、下記の方は利用できません。

心臓発作などの心疾患・脳疾患・意識がない・けいれん発作・骨折など、ただちに救急車を呼ばなければならない状態の時は、対象には含まれません。

### ☆ 入院期間

・在宅療養支援ベッドの利用期間は、14日間以内です。

・在宅療養支援ベッド利用中の差額ベッド代はご利用される医療機関にご確認ください。

・入院期間が14日を超える場合は、ご利用された医療機関の指示に従って下さい。